

○追手門学院中・高等学校PTA内規

第1章 予算の編成及び執行

第1条 本会の予算は実行委員会が主体性をもってあたなければならない。

第2条 実行委員会は予算編成にあたって会員の意志を反映するようにつとめなければならない。

第3条 本会の予算は通常会計と後援会計に区分し、通常会計は主として会の運営及び活動に関するものとする。後援会計は学校教育及び生徒福祉に関する経費を援助するものとする。

第4条 後援会計の予算編成については学校長と協議の上決定する。

第5条 予算の執行については、会長の諒承を得なければならない。但し、後援会計予算執行については、学校長に委任するものとする。

第6条 後援会計予算の執行について学校長は、その使途明細を毎年度末に会計まで報告しなければならない。

第2章 指名委員会の構成および委員の選出方法

第1条 指名委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 高等学校会員より3名
- (2) 中学校会員より1名
- (3) 教職員より2名
- (4) 実行委員会より4名

第2条 学校長及び教頭は指名委員会に列席し、諮問に応じることができる。

第3条 指名委員の選出は次のとおりとする。

- (1) 高等学校各学年の学級委員及び専門委員は、互選により当該学年の委員1名を選出する。
- (2) 中学校の学級委員及び専門委員は、互選により委員1名を選出する。
- (3) 教職員は互選により2名の委員を選出する。
- (4) 実行委員会のうちから互選により4名の委員を選出する。

第4条 指名委員長は指名委員の互選により選出する。

第5条 指名委員会は各々の役員（会長を除く）及び会計監査委員について候補者を指名し推薦する。

第6条 指名委員会は役員（会長を除く）及び会計監査委員の候補者選考に当って、全会

員より候補者推薦投票を併用することもできる。

第7条 指名委員の選出は1月末日までに行う。

第3章 学級委員会及び専門委員会の構成及び委員の選出と任務

第1条 委員会の構成及び委員の選出は次のとおりとする。学級毎に学級委員4名を選出し、会長がこれを委嘱する。

(1) 学級委員

学級委員は学級毎に学級代表を互選し、各学級代表により学年委員長を互選する。学級代表を除く学級委員3名は教養委員・広報委員・厚生委員のいずれかを兼務する。学級委員は学年及び学級の教育（進学・生活指導など）に協力し、父母ならびに担任教員との連絡及び学級固有の活動を行う。

(2) 教養委員

学級毎に委員1名とし、学級代表を除く、学級委員が兼務する。教養委員長は教養委員より互選する。研究会、講演会等会員の文化教養活動に関する活動を行う。

(3) 広報委員

学級毎に委員1名とし、学級代表を除く、学級委員が兼務する。広報委員長は広報委員より互選する。機関紙その他広報に関する活動を行う。

(4) 厚生委員

学級毎に委員1名とし、学級代表を除く、学級委員が兼務する。厚生委員長は厚生委員より互選する。生徒の保健衛生や会員相互の親睦福利厚生等に関する活動を行う。

第2条 特別委員会の構成及び委員の選出は次のとおりとする。

(1) 中学校は各学年委員長を除く他の委員を統括して、中学委員会を設けることができる。中学委員長は中学各委員より互選する。

(2) 高等学校卒業準備委員会の構成（3年）

会長・副会長・会計・会計監査委員・学年代表（委員長とする）・学級代表・校長・教頭・学年主任・副担任（必要に応じて）卒業謝恩会の開催、学校贈呈用記念品目などを討議し決定する。

(3) 中学校卒業準備委員会の構成（3年）

会長・副会長・会計・会計監査委員・学年代表（委員長とする）・学級委員・校長・教頭・中学校主任・担任卒業謝恩会の開催、学校贈呈用記念品目などを討議し決定する。

第3条 委員の選出は毎年4月末日までに行う。

第4条 各委員会は必要に応じて開催する。

第5条 書記補は教職員から1名会長が委嘱する。書記補は書記の補助をする。

第6条 内規以外に重要案件の生じた場合は、実行委員会が適宜の処置をとる。

第4章 PTA 特別積立金

第1条 PTA 特別積立金（以下「積立金」という。）の額及び徴収は、次のとおりとする。

- (1) 積立金は、生徒1人あたり月額4,000円とする。
- (2) 積立金の徴収は、学院に委託して行う。
- (3) 退会者の既納の積立金は、原則として返還しないものとする。

第5章 改正

第1条 この内規の改正は、追手門学院中・高等学校PTA規約に準ずる。

附 則

本内規は昭和54年4月1日より実施する。

本内規は昭和57年4月1日より改正実施する。

本内規は平成18年4月1日より改正実施する。

本内規は平成19年4月1日より改正実施する。

附 則

この内規は、平成26年7月5日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。